4 宮元 静雄

（第十六軍参謀） （20/9/46）

（12の4/18） ㉗

1. 「ジャワ」到着時期？

「1944年7月5日、16軍参謀トシテ着任シ兵站（慰安ノ輸送）ヲ担任ス。

2. 前任者ハ？

「佐藤忠雄少佐。

3. ソコデ慰安所開設ノ許可ヲ与ヘタルハ何人ナリヤ。

「佐藤参謀ナランモ余ノ着任前ナリシナリ

4. 慰安所開設ノ許可ト共ニ抑留所ヨリ慰安所抽出ノ許可モ与ヘラレタリヤ？

十六軍司令部ノ思想 ①

「通常ノ慰安所開設ノ経過次ノ如シ。

1. 慰安開設ノ許可申請
2. 慰安婦ヲ何処ヨリ得ルノ報告
3. 慰安婦ノ名簿ノ提出

軍人、軍属、邦人ノ間ニテ司令部兵站ノ許可ナクシテ婦人抑留所ニ近ヅクヲ得ズ。此ノ厳則アルニ依リ、抑留所ヨリ抑留婦女ノ連出ヲ許スハ司令部兵站ガ与ヘタリト云フヲ得。

5. 抑留所ハ当時軍政ノ手ニアリタルヲ以テ、ソコデハ州長官ニ依リ与ヘラレタルモノニアラズヤ？

「宮野ハ抑留者ヲ病気其他ノ場合抑留所ヨリ出ス権限ハアルモ慰安所ニ使フ為出スコトハ宮野ニハ権限ナシト確信ス。故ニ本件ノ場合モ第十六軍司令部ノ兵站ニ依リ許可ヲ与ヘラレタルモノト思料ス

6. 慰安所開設ニ当リテハ自由意志ニ依ル慰安婦ノミヲ使用スルコトガ条件ナリヤ？

「然リ。余ニ職ニ当リテ斯カル許可ニハ目ヲ通シタルモ例外ハ見タルコトナシ。

7. 開設許可ノ際ノ条件ノ遵守監督ハ司令部自体ガ行フヤ又各地ノ駐屯地司令官ニ委セラルルヤ？

「条件ガ遵守サレタリヤ否ヤノ監督ハ通常各地駐屯地司令官ニ委セラル。
司令部ノ定メタル条件ハ

1. 医学的検査及監督
2. 慰安婦ノ為ノ施設
3. 慰安婦ニ依リ署名セラレシ自由意志宣誓書

8. 司令部ハ各地駐屯軍当局ヲ大様信用シアリタリヤ？

「然リ。其ノ他司令部ハ多忙ニシテ一々監督スル余裕ナシ。

9. 慰安婦ノ自由意志宣誓書ノ如キモノハ通常日本語ニテ作ラレアルヤ？

「ソレ等ハ各末端ニテ作成セラルルモノナリシ要ハ司令部ニテ之ガ用紙ヲ印刷シ各地ニ配スルモ数量足ラザリシヲ以テ各地毎ニ印刷セシメタリ。

58

10. 之ガ実施ハ幹候隊司令部主タルヤ？

「通常然リ。然シ本件ノ実行ハ行ハレタルヤ否ヤハ知ラズ。

11. 許可手続ニ付他ニ述ブルコトアリヤ？

「アリ。私見ニ依レバ本件ハ実施主任ニ依リテ参謀長ニ申出タルモノナリ。自身ニテ許可ヲ与ヘタルモノナリ。何トナレバ本件ノ如キハ参謀ノ思中ニハ重要問題ニアラザルヲ以テナリ。佐藤参謀ハ「ジャワ」軍ヘ44年5月転任セルモ、左遷サレタリトノ話ハ聞カザルナリ。

12. 能崎少将、岡田少佐ハ「バタビヤ」ニ召換サレ、厳罰或ハ転勤ヲセラレタリヤ？

「聞キタルコトナシ

13. 此ノ件ノ場合、佐藤参謀ハ共同責任アリト考ヘラルルヤ？

「私見ニ依レバ実施主任ニ責任アリ。然シ如何ナル程度ノ責任カ、又強制ナルコトヲ佐藤ナドノ程度知リアリシヤハ明言シ得ズ。然シ、最大ノ責任ハ主動的立場ヲトリタル幹候隊ノ幹部ニアリト思料ス。司令部ハ許可申請ヲ職務上取扱ヒタル位ニスギズ。更ニ「幹候隊」ハ南方総軍ニ直属シ、第十六軍司令部トノ関係ハ、経理、補給、軍紀、風紀ノ件ニ関シ関係アルノミニテ、教育、指揮ノ事ニ関シテハ関係ナシ。

14. 幹候隊幹部中責任者ト思ハルルモノ如何？

「企画者及実施者ハ同罪ナリト思惟ス。他ノ関係者ト雖ヘドモ関係アル者ハ責任ナシトハ云ヒ難キモ、就中岡田少佐ハ主役タリト思惟ス。岡田少佐ガ能崎少将ノ許可承認ヲ得ズ婦女ノ意志ヲ無視シテ行ハシメタルモノト確信ス。他ノ将校ノ責任ハ、強制ノ事実ヲ聞キ乍ラ之ニ干渉セザリシ点ニアルト思惟ス。岡田少佐ノ上官タル大久保大佐、能崎少将ノ補佐官タル池田大佐、及能崎少将自身モ事実ヲ聞知シタル際直チニ処置ヲ採ラザルベカラザリキ。

15. 国武参謀長ノ本件ニ対スル意見如何？

「聞キシコトナシ。

16. 他ニ述ブルコトアリヤ？

「否。